

仕様書

1. 件名

物流 TDM におけるチラシ印刷・配布等業務委託

2. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで

3. 履行場所

2020 物流 TDM 実行協議会が指定する場所

4. 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の期間中及びその前後においては、道路交通面での著しい交通混雑等を回避するために、企業に対する働きかけ等を含め、交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）として、様々な取り組みが行われている。2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）では、自動車交通の約半数を担う物流に関して、流通、物流、出版、製造等多くの業界において、円滑な道路交通を確保するための取り組みについて、協力を要請するなど、物流 TDM の取組を実施している。本業務では、中小企業等において、物流 TDM の必要性や取組内容を周知することを目的として、委託者から提供するチラシ原稿を基に必要枚数を印刷し、メール便等による配布やポスティング、デザインの作成等を行う。

5. 業務内容

本業務において委託する内容は、以下のとおりとする。

（1）チラシの印刷・保管

委託者が提供する、イラストレーターによるチラシ原稿データ（中小企業・個人事業主向け及び商店向けの 2 種類、いずれも A 4 版両面カラー）を基に、以下（2）～（4）で示す必要部数を印刷し、各配布等が開始されるまでの間、保管し、委託者の指示に従い、印刷物を配布・送付すること。また、委託者から提供する送付先リストをもとに、送付・保管部数の管理を行うこと。

■印刷部数（中小企業・個人事業主向け）：1,050,000 部

■印刷部数（商店向け）：100,000 部

（2）重点取組地区の一部における先行配布（ポスティング）

都内の競技場周辺等において、特に交通規制等の影響を受けると考えられる地区に対して、ポスティングによるチラシの配布を行う。なお、配布する地区については、別途委託者から指示するものとし、配布枚数は、最大で 100,000 部とし、上記（1）に記載する 2 種類両方のチラシを配布する想定とする。なお、配布枚数が極端に少なくなると想定される場合は、委託者と受託者で協議の上、配布地区の見直しを行う。

また、配布地区のうち約 55,000 か所については、委託者の提供する B1 版のポスター 2 種類（計 110,000 枚程度）を、委託者の指定する場所から搬出し、必要なサイズに折った上で、あわせて配布すること。

なお、ポスティングの予定時期は、3月中旬から下旬を予定している。

(3) 圏央道内側エリアにおける郵送等によるチラシ配布

物流 TDM が対象とする圏央道内側エリアの全中小企業への周知を目的とし、チラシを郵便やメール便を用いて配布すること。本委託においては、(1)に記載したチラシの印刷のほか、封筒の印刷、宛名シールの作成・貼付、封入・送付の一切を行うものとする。

封筒サイズは、角2・長3、いずれも可とする。

なお、Excel 形式で保存された送付先事業所の住所データ、封筒印刷用の原稿データ（片面カラー）については、委託者から受託者に提供する。

また、想定する送付先は約 750,000 か所とし、上記(1)に記載するチラシのうち中小企業・個人事業主向けのものの送付を想定する。送付時期は3月後半を想定している。

(4) 組織・団体等への配布

協議会では、中小企業とのかかわりが多い社会保険労務士や中小企業診断士、信用金庫、信用組合、銀行等を通じて、配布とともに物流 TDM の説明や別途アンケート調査等を予定している。

上記趣旨を踏まえ、各団体等との調整が整い次第、各団体等へ(1)で印刷したチラシを送付すること。

送付するチラシは 200,000 部とし、(1)に記載するチラシのうち中小企業・個人事業主向けのものの送付を想定する。平均 200 部を最大 1,000 か所程度送付する想定とする。

また、各団体等への送付時期は、3月中旬から下旬を予定している。

5. 成果品等

(1) 業務工程表

業務の工程表を契約確定日の翌日から1週間以内に提出すること。

(2) 印刷物

上記業務内容によって作成した印刷物（チラシ、封筒、宛名シール）について、納入前に10部をサンプルとして提供し、委託者の確認を受けること。

(3) 実績報告書

業務の遂行方法及び結果をまとめた本件業務委託の実績報告書（20～30 頁程度）を令和2年3月31日（火）までに提出すること。

6. 支払方法

業務履行完了確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。支払いは適法な請求があつてから30日以内に支払うものとする。

7. その他

(1) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 一括再委託の禁止

ア 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

イ 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

ウ 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下、「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

エ 受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

イ 受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

ウ 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

(4) 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複製、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返却するものとする。

(5) 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和元年6月1日施行）及び東京都セキュリティ対策基準（令和元年6月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより協議会及び東京都が被害を被った場合には、協議会又は東京都は請負者に損害賠償を請求することができる。協議会又は東京都が請求する損害賠償額は、実際に被った損害額とする。

(6) 著作権の扱い

ア 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28

条の権利を含む。)は協議会又は東京都に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこととする。

イ 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

- (7) 受託者は、業務に係る内容が漏えいすることのないよう十分注意するとともに、データの管理体制について万全の措置を講ずること。
- (8) 受託者は、東京 2020 組織委員会が管理する東京 2020 大会関連マーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとしたオリンピックおよびパラリンピックの知的財産の利用にあたっては、公益財団法人東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が定める「大会ブランド保護基準」を遵守すること。なお、使用等にあたっては、十分に委託者と調整したうえで、制作すること。
- (9) 契約期間満了後、新たな受託者が令和 2 年度の業務を受託する場合、制作物の保管等を含め、適切に業務を引継ぐこと。
- (10) 印刷物の作成にあたっては、別紙 1 「印刷物に関する注意事項」によること。
- (11) 別紙 2 「暴力団等排除に関する特約条項」に則り業務を遂行すること。
- (12) 本事業の履行に際し、受託者の過失により生じた事故等については、受託者がその責めを負う。
- (13) 仕様書について、疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、対応するものとする。
- (14) 委託者は必要に応じ、本契約の委託事務の実施状況について検査を行う。

8. 担当

2020 物流 TDM 実行協議会事務局

(東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課内)

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

TEL : 03-5320-7732 FAX : 03-5388-1227

印刷物に関する注意事項

下記の基準を満たすこと。

【用紙（冊子の表紙及び色上質紙を除く。）】

- ① 総合評価値が80以上であること。
- ② バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性が証明されたものであること。
- ③ 製品の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。

【印刷インキ類】

1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。

ア. ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。

①ノンVOCインキ（石油系溶剤を使用しないインキ）又はリサイクル対応型UVインキ

②植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ

イ. インキの化学安全性が確認されていること。

ウ. ①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。

ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準（下記参照）を満たすトナーが使用されていること。

イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

（トナーカートリッジの化学安全性に係る水準）

- ① 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
- ② 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。
- ③ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の95%以上であること。
- ④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
- ⑤ トナーの化学安全性が確認されていること。
- ⑥ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。
- ⑦ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

【リサイクル適性】

1. 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料（古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料）が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
2. 印刷物へリサイクル適性を表示すること。

上記【用紙（冊子の表紙及び色上質紙を除く。）】、【印刷インキ類】及び【リサイクル適性】について納品時に別表2「資材確認票（兼資材使用証明書）」を提出すること。

【印刷の各工程】

印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。（別表1「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」を参照）。また、納品時に別表3「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書」を提出すること。

表1 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。	
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。	
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。	
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
製紙原料等へのリサイクル		損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。	
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

- 備考)
- 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
 - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
 - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負担低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
 - 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表2 資材確認票（兼 資材使用証明書）

作成年月日： 年 月 日					
2020 物流 TDM 実行協議会会長 殿					
件名：物流 TDM におけるチラシ印刷					
資 材 確 認 票（兼 資材使用証明書）					
〇〇印刷株式会社 印					
<input type="checkbox"/> 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）					
<input type="checkbox"/> 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）					
印刷資材	使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文				
	表紙				
	見返し				
	カバー				
インキ類					
加工	製本加工				
	表面加工				
	その他加工				
その他					
↓					
使用資材	リサイクル適性			判別	
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます				
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます				
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています				
注1 インキ類の「資材の種類」欄には、ノンVOCインキ、リサイクル対応型UVインキ、植物油インキの別を記入してください。					
注2 「備考」欄には、用紙の総合評価値、バージンパルプの合法性、インキのNL適合等を記入してください。					

表3 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書

		作成年月日： 年 月 日	
2020 物流 TDM 実行協議会会長 殿			
件名 物流 TDM のチラシの印刷			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書			
〇〇印刷株式会社 印			
<p>下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を製作したことを証明します。 また、印刷工程を外部発注した場合において、外注先が基準を遵守したことを証明します。</p>			
工程 (該当に ○)	実現	基準 (要求内容)	
製版	はい/いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化 (DTP 化) 率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフ セ ッ ト	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ /該当せず	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	⑤損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
はい/いいえ		⑦損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
表面 加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	⑨損紙等 (光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本 加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	⑪損紙等 (製本工程から発生する損紙) の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。なお、(一社)日本印刷産業連合会によるグリーンプリンティング認定制度による認定を受けた工場印刷された場合には、認定証の写しの提出をもって表3の提出に代えることができる。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じて、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第17条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約解除に伴う措置等については、契約書第20条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
- 5 契約書第20条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

(再委託禁止等)

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当

介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、契約から排除する措置を講ずることができる。